# 審査の概要

## I 絶対審査

株式会社SMCブロードキャスティング等9者(10番組)の申請番組については、8者(9番組)が、

- ① 放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項
- ② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条
- ③ 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2
- ④ 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。)第6条及び別紙2

の各規定(以下「絶対審査基準」という。)に適合するものと認められた。また、1者(1番組)が、審査基準第6条(5)に適合しないものと認められることから、当該1者(1番組)の申請番組の認定を拒否することとした。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第7条及び別紙3の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

## Ⅱ 比較審査

絶対審査基準に適合した8者(9番組)の申請番組(HDTV番組8者(8番組)、SDTV番組1者(1番組))を対象に、以下のとおり比較審査を行うこととなった。なお、審査基準7条別紙3「1」の規定により、HDTV番組を審査した後にSDTV番組を審査することとした。

## 1. HDTV番組

(1)第一次比較審査(審査基準別紙3「2」)

審査基準別紙3「2」の規定により、4つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、1者(1番組)が審査基準別紙3「2」(3)の基準に適合していないため、第一次審査通過者に劣後すると判断し、その他7者(7番組)は、4つの審査項目いずれにも適合しており、優先することとなった。

- (2) 第二次比較審査(審査基準別紙3「7」(1))
  - ① 既存のSDTV番組のHD化(12スロットに限る)に係る審査(返上するスロット 数が6以上)

審査基準別紙3「7」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により6スロット以上の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する1者(1番組)の申請番組を優先して、認定することとした。

## ② その他の申請に係る審査

上記①の審査により1者(1番組)の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、上記①の認定後の残りの周波数を対象に、6者(6番組)の申請番組を審査基準別紙3「3」に基づく比較審査を行った(別添参照)。審査の結果、3者(3番組)の申請番組を認定することとした。

また、上記の審査を終えた段階で、指定することのできる周波数がなくなったことから、第一次比較審査又は第二次比較審査で劣後した4者(4番組)の申請番組の認定を 拒否することとした。

## 2. SDTV番組

SDTV番組1者(1番組)の申請番組については、HDTV番組の認定がなされるため、取下げとなった。

審査項目 申請番組名	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
A番組	・資金調達の方法: 増資 ・確実性を証明する書類: 増資証明書	・事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 ・業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
B番組	<ul><li>・資金調達の方法: 現金及び預金</li><li>・確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表</li></ul>	・事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 ・業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。
C番組	・資金調達の方法:資本金及び増資 ・確実性を証明する書類:出資者の最近の決算期における貸借対照表、増資証明書	・事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 ・業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
D番組	・資金調達の方法:現金及び預金 ・確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表	・事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 ・業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
E番組	<ul> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>・確実性を証明する書類:資金調達保証の確認書</li> </ul>	<ul><li>事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。</li><li>業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li></ul>
F番組	・資金調達の方法: 資本金 ・確実性を証明する書類: 出資者の最近の決算期における貸借対照表	・事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 ・業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。
評価の考え方	・いずれの申請番組も、資金の間違方法を明記した上で、その確実性を示す証拠書類が添付されている。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。	-いずれの申請番組も、事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 -いずれの申請番組も、事業計画について「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」となって いる。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。

審査項目 申請番組名	3 事業者の多様性	4 放送番組の多様性
A番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。	・申請番組は、総合放送を行うものである。
B番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。	・申請番組は、専門放送を行うものである。 ・1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(娯楽・趣味)の割合は、45.8%。
C番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。	・申請番組は、総合放送を行うものである。
D番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者である。	・申請番組は、専門放送を行うものである。 ・1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(ドラマ)の割合は、85.7%。
E番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。	・申請番組は、専門放送を行うものである。 ・1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(ドラマ)の割合は、48.4%。
F番組	・申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。	・申請番組は、総合放送を行うものである。
評価の考え方	申請の際、衛星基幹放送事業者でない者による申請番組を優位と評価した。	総合放送を行うものであるか又は専門放送であって1週間当たりの総放送時間における最も大きな割合を占める分野の割合が3割未満の申請番組を最も優位と評価し、次いで当該割合が3割以上5割未満の申請番組を優位と評価した。

審査項目 申請番組名	5 広告放送の割合	6 青少年の保護
<b>A 平</b> 40	・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
B番組	・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	<ul><li>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。</li></ul>
C番組	<ul><li>・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。</li></ul>	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
D番組	・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合、青少年保護のために必要な措置として、「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組宣伝枠等での表示」を講ずることとしている。
E番組	・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
F番組	・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合、青少年保護のために必要な措置として、「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組宣伝枠等での表示」を講ずることとしている。
評価の考え方	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないこと、又は放送する場合には 青少年保護のために必要な措置(「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組 宣伝枠等での表示」)を講ずることとしており、申請番組間に差は無いと評価した。

審査項目申請番組名	7 字幕番組等の充実	8 放送番組の高画質性
A番組	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。     ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、5.6%である。	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
B番組	<ul> <li>・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、75.8%である。</li> <li>・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、0%である。</li> </ul>	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
C番組	<ul> <li>1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。</li> <li>1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、0%である。</li> </ul>	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
D番組	<ul> <li>・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。</li> <li>・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、5.3%である。</li> </ul>	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
E番組	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.9%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、3.3%である。	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
F番組	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、85.4%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、3.4%である。	・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、97.9%である。
評価の考え方	1)1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合が75%以上の申請番組を最も優位と評価し、次いで50%以上75%未満の申請番組を優位と評価した。 2)1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合が5%以上の申請番組を優位と評価し、次いで3%以上5%未満の申請番組を優位と評価した。この結果、1)についてはいずれの申請番組も字幕の比率が75%を超えており申請番組間に差は無いことから、2)に基づいて解説番組比率が5%以上である2番組を最も優位と評価し、次いで3%以上5%未満の2番組を優位と評価した。	・ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の割合が75%以上の申請番組を最も優位と評価し、次いで50%以上75%未満の申請番組を優位と評価した。この結果、申請番組間に差は無いと評価した。

審査項目申請番組名	9 災害に関する放送の実施	10 放送番組の視聴需要
A番組	・緊急地震速報の発信を実施する。 ・気象警報等の各種警報の発信を実施する。	・視聴需要調査の結果、視聴需要が中位であった。
B番組	・緊急地震速報の発信を実施する。 ・気象警報等の各種警報の発信を実施する。	・視聴需要調査の結果、視聴需要が高位であった。
C番組	・緊急地震速報の発信を実施する。 ・気象警報等の各種警報の発信を実施する。	・視聴需要調査の結果、視聴需要が中位であった。
D番組	・緊急地震速報の発信を実施する。 ・気象警報等の各種警報の発信を実施する。	・視聴需要調査の結果、視聴需要が低位であった。
E番組	・緊急地震速報の発信を実施する。 ・気象警報等の各種警報の発信を実施する。	・視聴需要調査の結果、視聴需要が低位であった。
F番組	<ul><li>・緊急地震速報の発信を実施する。</li><li>・気象警報等の各種警報の発信を実施する。</li></ul>	・視聴需要調査の結果、視聴需要が高位であった。
評価の考え方	1)いずれの申請番組も、緊急地震速報の発信を実施することとしている。 2)いずれの申請番組も、各種蓄報の発信を実施することとしている。 3)リアラード情報を発信する申請番組はなかった。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。	視聴需要調査の結果、最も視聴需要が高いと認められた2番組を最も優位と評価し、次いで視聴需要の高かった2番組を優位と評価した。  ※ 視聴需要調査の概要 ・調査方法・インターネットによるWEB調査(令和元年7月8日~同年7月16日実施)。申請者名及び番組名を伏せた上で各申請者提出の番組概要及び週間放送番組表を提示し、番組ごとの視聴需要をはかった。 ・調査対象者:日本全国の15歳以上の男女(サンブル数:4,689人) ※H30.1.1 住民基本台帳年齢階級別人口に合わせ年齢階層ごとに割付け

審査項目 申請番組名	11 周波数の有効利用
A番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
B番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
C番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
D番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
E番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
F番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
評価の考え方	・いずれの申請番組も、内容に比して過大なスロット数を使用するものはない。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。